

区分とそれぞれの提出書類
企業内転勤

区分 (所属機関)	カテゴリー1 (1)日本の証券取引所に上場している企業 (2)保険業を営む相互会社 (3)日本又は外国の国・地方公共団体 (4)独立行政法人 (5)特殊法人・認可法人 (6)日本の国・地方公共団体認可の公益法人 (7)法人税法別表第1に掲げる公共法人 (8)高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (9)一定の条件を満たす企業等	カテゴリー2 (1)前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 (2)在留申告オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	カテゴリー3 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人 (カテゴリー2を除く)	カテゴリー4 いずれにも該当しない団体・個人
提出資料	<p>【共通】</p> <p>1. 在留資格認定証明書交付申請書 1通</p> <p>2. 証明写真(縦4cm×横3cm) 1通 申請前3か月以内に正面から撮影されたもの</p> <p>3. 返信用封筒 宛先を明記の上、404円4の切手(簡易書留用)を添付したもの 1通</p> <p>4. 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 1通 適宜 カテゴリー1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し) 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し) 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業)であることを証明する文書 (例: 補助金交付決定通知書の写し) 上記「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書(例: 認定の証明の写し)</p> <p>カテゴリー2: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるもの)の写し 在留申告オンラインシステムの利用申出の承認を受けていることを証明する文書(例: 利用申出に係る承認のお知らせメール等)</p> <p>カテゴリー3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるもの)の写し)</p>			
	カテゴリー1 と カテゴリー2		カテゴリー3 と カテゴリー4	
	カテゴリー1及び2については、その他の資料提出原則は不要。		<p>5. 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 (活動内容、期間、地位及び報酬を含む。) (1)法人を異にしない転勤の場合</p> <p>(a)転勤命令書の写し 1通</p> <p>(b)辞令等の写し 1通</p> <p>(2)法人を異にする転勤の場合</p> <p>労働基準法15条1項及び同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書(労働条件通知書) 1通</p> <p>(3)役員等労働者に該当しない者の場合</p> <p>(a)会社の場合は、役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては向委員会(株主総会)の議事録)の写し 1通</p> <p>(b)会社以外の団体の場合は、地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 1通</p> <p>6. 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 (1)同一の法人内の転勤の場合</p> <p>外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料</p> <p>(2)日本法人への出向の場合</p> <p>当該日本法人と出向元の外国法人との出向関係を明らかにする資料 1通</p> <p>(3)日本に事務所を有する外国法人への出向の場合</p> <p>(a)当該外国法人の支店の登記事項証明書等、当該外国法人が日本に事務所を有することを明らかにする資料 1通</p> <p>(b)当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料 1通</p> <p>7. 申請人の経歴を証明する文書 (a)関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 1通</p> <p>(b)過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって日本に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた日本の機関を含む)の文書 1通</p> <p>8. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 (a)勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書 1通</p> <p>(b)その他の勤務先等の作成した上記(a)に準ずる文書 1通</p> <p>(c)登記事項証明書 1通</p>	
	カテゴリー3		カテゴリー4	
	9. 直近の年度の決算書の写し 1通		<p>9. 直近の年度の決算書の写し 1通 新規事業の場合は、事業計画書</p> <p>10. 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通</p> <p>(2)上記(1)を除く機関の場合</p> <p>(a)給与支払い事務所の開設の届出書の写し 1通</p> <p>(b)次のいずれかの資料 (b1)直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるもの)の写し 1通 (b2)納期の特例を受けている場合はその承認をうけていることを明らかにする資料 1通</p>	